

特に要望の強い項目

<p>◇企業年金に関する抜本的税制の見直し</p> <p>中小企業や自営業者への一層の普及、転職者に不利な取扱いの除去が望まれている中で、確定拠出型年金の早期導入に加え、厚生年金基金の代行返上を含めた既存企業年金における課税上の不公平是正のための抜本的な税制措置の見直しが必要であり、具体的には以下のような税制措置が極めて重要。</p> <p>1) 確定拠出型年金における企業拠出分の全額損金算入 2) 現行の企業年金、退職一時金制度から確定拠出型年金への非課税での移行 3) 厚生年金基金の代行部分の返上、厚生年金基金から税制適格年金への移行 4) 特別法人税の撤廃 等</p>
<p>◇1) 事業法人が受領する社債利子に係る源泉徴収制度の見直し 2) 非居住者又は外国法人に支払われる国内社債の利子等に係る非課税措置の適用</p> <p>先般の銀行の不良債権問題に端を発する間接金融の機能不全のため、間接金融に依らない資金調達手段が求められているほか、中長期的にも多様な資金調達手段の確保・資金調達円滑化が求められていることから、社債市場の投資家層の拡大は重要な課題となっている。国内事業法人・非居住者の保有する国内社債利子に係る源泉徴収が行われていることから、社債の投資魅力が減殺されており、社債への投資額が増加しない状況にある。このため、国内事業法人・非居住者の保有する国内社債利子にかかる源泉徴収制度の見直しが極めて重要。</p>
<p>◇金融商品評価損益の非課税</p> <p>企業会計では金融商品の時価評価の導入が予定されているが、時価評価損益を課税対象とした場合、金融商品の一時的な価格変動により税額が変動したり、納税資金手当のためキャッシュフローに影響が生じるなど、企業の安定的経営活動に大きな支障を与える。かかる弊害を防ぐため、資産の評価損益の課税所得不算入の原則に従い、金融商品の評価損益を課税所得計算に参入しないことが極めて重要。</p>

目次

1. [証券税制に関するもの](#)
 - (1) [事業法人が受領する社債利子に係る源泉徴収制度の見直し](#)
 - (2) [非居住者又は外国法人に支払われる国内社債の利子等に係る非課税措置の適用](#)
 - (3) [民間国外債の利子等の課税の特例](#)
 - (4) [CPIに係る印紙税の税率引き下げ・撤廃](#)
 - (5) [株式配当二重課税の見直し](#)
 - (6) [我が国企業のUSCPを米国人投資家が購入した場合の取扱いの整備](#)
2. [金融商品評価損益の非課税](#)
3. [企業年金関連税制](#)
 - (1) [確定拠出型年金における企業拠出分の全額損金算入](#)
 - (2) [現行の年金・退職一時金制度から確定拠出型年金への非課税での移行](#)
 - (3) [厚生年金基金の代行部分の返上、厚生年金基金から税制適格年金への移行](#)
 - (4) [特別法人税の撤廃](#)
 - (5) [税制適格年金に関する項目](#)
 - (6) [キャッシュバランス型プランの導入](#)
4. [会社分割制度に対する所要の税制措置](#)

5. 連結納税制度の2001年度導入

1. 証券税制に関するもの

(1) 事業法人が受領する社債利子に係る源泉徴収制度の見直し (租税特別措置法8条)

- 1) 我が国の社債流通市場の発展を阻害する要因として、登録社債について、銀行・生命保険会社等の指定金融機関が保有する場合のみ、その受取利子等に対する源泉徴収が不適用とされる一方で、事業法人が保有する登録社債の受取利子については、源泉徴収が適用されるという問題が挙げられる。
- 2) つまり、「課税玉」「非課税玉」の2種類の社債が併存する結果、両者の市場が分断され、円滑な社債流通が著しく阻害されているのである。
- 3) しかも、事業法人間で「課税玉」が売買される場合には、利払日に当該社債を保有していた事業法人のみが、保有期間に相当する源泉徴収額の控除を受けられる扱いとなっているため、事業法人が利払期間の途中で債券を売却した場合と利払日に保有していた場合で投資採算に格差が生じるという著しく不合理な状況すら生じているのが実情。
- 4) 事業法人と指定金融機関との間に課税方法上の格差をつける合理的な理由はないと考えられるし、また、公認会計士の監査が行われているような事業法人については、申告の正確性が十分に担保されるから、源泉徴収を免除し申告課税で対処すべきである。

(2) 非居住者又は外国法人に支払われる国内社債の利子等に係る非課税措置の適用

(所得税法161条、164条、178条、法人税法138条、141条等)

- 1) 事業活動のグローバル化が急速に進行している今日においては、事業活動における国際的イコールフットイングが十分に確保されることが必要不可欠である。
- 2) しかしながら、事業会社の重要な資金調達手段である社債の発行については、米、独、仏等の先進諸外国においては、国際資本市場での資金調達の重要性に鑑み、非居住者に対して支払われる国内債及び国外債の利子等の源泉徴収を免除している。これに対し、我が国においては、国内社債に対しては当該措置が採用されておらず、非居住者・外国法人による国内社債の保有が進んでいない状況にある。
- 3) 国内債による資金調達を拡充するために、非居住者、外国法人の受領する国内債利子を非課税にすべきである。

(3) 民間国外債の利子等の課税の特例

(租税特別措置法6条、41条の13、68条)

- 1) 企業の資金調達の効率化及び調達手段の多様化を図るためには、金融取引が国際化する中で、企業が資金用途や金利情勢を勘案しつつ、最も効率的な資金調達の方法を主体的に選択することを可能とする必要がある。
- 2) 米、独、仏等の先進諸外国においては、国際資本市場での資金調達の重要性に鑑み、非居住者に対して支払われる社債の利子等を非課税としている。
- 3) 我が国においては、平成12年3月31日までの時限措置として、民間国外債の利子及び発行差金の非課税措置が設けられているが、仮に非課税措置が廃止されると、我が国企業の発行する国外債の投資魅力が著しく低下するため、今後も非課税措置を延長することが必要である。

(4) CPに係る印紙税の特例

(租税特別措置法91条の2)

- 1) 企業の短期資金調達手段として、短期借入とCPとが考えられるが、CPは、金融機関を介さず直接機関投資家から資金を調達するのに適した方法であり、運転資金を安定的に確保するのに極めて有益である。金融機関の貸し渋りのおそれが完全には払拭されていない現状に鑑みれば、効率的なCP市場を早急に整備することが極めて重要である。
- 2) 現在、CP券面の作成に係る印紙税については、平成12年3月31日までの時限措置として、一律5000円の固定税率が適用されているが、CPが短期資金調達手段であり償還期間が短いことに鑑みれば、特に額面金額の低いもの

- や超短期のものについて、資金調達コストを押し上げる要因となっている。
- 3) CPIに係る印紙税の特例が廃止されれば、CP発行に係るコストが増大し企業の短期資金調達に大きな悪影響を与える。
 - 4) したがって、我が国企業の円滑な短期資金調達を確保するため、少なくとも上記特例措置の延長は必要不可欠である。

(5) 株式配当二重課税の見直し

- 1) 現在、我が国においては、株式の配当に対し、法人税及び所得税が重複して課されるという「二重課税」問題が存在している。
- 2) 個人株主については、二重課税を調整する方法として、「配当所得税額控除制度」が採用されているものの、当制度には、(a)二重課税の排除効果自体が極めて限定的であること、(b)所得段階が低いほど二重課税の排除効果が小さくなる「逆進性」が強いこと、(c)国際的に見て、中立性、二重課税の排除効果の両面において不十分な状態に止まっていること等、の点で大きな問題がある。
- 3) 一方、法人株主については「受取配当の益金不算入制度」が採用されているが、同制度においても益金不算入率が80%に制限されていることから、二重課税の排除効果が不完全な状態にある。
- 4) 二重課税の存在は、(a)投資家の投資意欲を阻害していること、(b)企業にとっては、全額損金算入が認められる借入金の支払利子に比べ、株式配当の負担を実質的に高める効果があることから、資金調達手段の選択、ひいては資本構成に歪みを生じさせていること、(c)国際的にみて、二重課税排除の程度が不十分であるため、我が国企業の国際競争力が不当に阻害されていることなどの点で、企業の資金調達の円滑化の観点から、多大なる悪影響があることは疑い得ないところである。
- 5) 従って、企業の資金調達の円滑化に資するべく、配当二重課税を排除すべきである。

(6) 我が国企業のUSCPを米国人投資家が購入した場合の取扱いの整備

- 1) 改正外為法の施行に伴い、平成10年4月より内外の資金移動、投資が原則自由となり、我が国企業においてもグローバルな資金調達の要請が高まっている。
- 2) USCP市場は、我が国CP市場と異なり、市場が極めて厚みを有するほか、発行当日の資金決済をなしうることから、弾力的な資金調達が可能である。また、金融機関や現地子会社を介さずに、我が国企業が発行する場合、企業自身の高い格付けを用いた、より有利な条件での資金調達が可能となる。
- 3) しかしながら、我が国企業が発行したUSCPに係る償還差益については、米国人投資家が我が国税務当局に確定申告を行わなければならないところ、米国を含め海外投資家は煩雑な手続を敬遠することから、その投資対象たりえず、我が国企業のUSCPの発行は著しく困難な状況にある。
- 4) 我が国企業が発行したUSCPを米国人投資家が購入した場合、償還差益について所得税を課さないこととすれば、米国人投資家が我が国企業のUSCPを購入する可能性が著しく高まり、企業のドル資金調達の円滑化、効率化に資することとなる。
- 5) 租税特別措置法上の規定の新設等により、我が国企業が発行したUSCPを米国人投資家が購入した場合、償還差益について所得税を課さないこととすべき。

2. 金融商品評価損益の非課税

- 1) 企業会計の透明性を高めるため、金融商品の時価評価の導入が予定されているが、その評価損益を課税所得の計算に算入すると、企業の安定的経営活動に大きな支障を与えることとなる。
- 2) すなわち、金融商品の評価益に対して課税されると、企業は未だ現実のキャッシュフローを得ていないにもかかわらず、納税資金を手当する必要が生じ、企業のキャッシュフローを悪化させる要因となる。また、本業と無関係に、一時的な有価証券の価格変動により税額も変動し、予定外の資金手当が必要になることがあり、企業の安定的な事業活動や資金繰りに支障を与えるおそれがある。同時に、納税資金手当のため、企業が一斉に持合株式等手持ちの金融商品の売却に及ぶ可能性もあり、企業のキャッシュフロー悪化とあわせ、株

式市場への悪影響が懸念される。以上のことから、企業が金融商品を保有すること自体に消極的となり、長期的な金融市場全般への悪影響を生じるおそれもある。

- 3) そもそも特別法人税は損金として拠出された掛金が本来ならば従業員の給与として所得税が課税されるべきものを、拠出された掛金の帰属性が明確でないなどの理由により課税できないため、この課税を給付時まで繰り延べて、その間の延滞利子を積立金に課税するものである。
- 4) したがって、資産の評価損益の課税所得不算入の原則に従い、時価会計導入後も、金融商品の評価損益を課税所得の計算上算入しないこととすべき。

3. 企業年金関連税制

- (1) 確定拠出型年金における企業拠出分の全額損金算入
 - 1) 確定拠出型年金は企業年金制度の選択肢の一つとして導入するものであり、企業拠出分については、現行制度と同様に拠出枠を設定せずに全額損金算入とすべきである。
 - 2) 拠出額は個人別に管理されるが、中途引出しの制限及び、年金を受給するまで個人財産とならないことから、企業拠出分については所得税のかからないものとするべきである。
 - 3) 運用時において特別法人税は課税しない。
- (2) 現行の年金・退職一時金制度から確定拠出型年金への非課税での移行
 - 1) 現行では、退職一時金から確定給付型年金への移行措置が認められており、確定拠出型年金への移行も同様に非課税で認められるべきである。
 - 2) 既存の確定給付型年金から確定拠出型年金への移行も非課税で認められるべきである。
- (3) 厚生年金基金の代行部分の返上、厚生年金基金から税制適格年金への移行
企業が組織再編を行うに伴い、年金制度を変更する必要があっても、現行では税制適格年金から厚生年金基金への移行しか認められておらず、組織再編の制約となっている。そもそも労使合意による弾力的な制度設計が企業年金の基本であり、代行部分の返上も含め、かかる規制は廃止していただきたい。
- (4) 特別法人税の撤廃
確定拠出型年金の導入とともに、企業年金税制を国際的にも定着している「拠出時・運用時非課税、受給時課税」に統一し、現行の税制適格年金に対する特別法人税・特別住民税は、早期に撤廃されるべきである。
- (5) 税制適格年金に関する項目
 - 特例掛金制度の導入
厚生年金基金では、財政の安定化を図るため利差損による不足金相当額を当年度で積み立てる特例掛金制度が認められている。税制適格年金においても同様に認められるべきである。
 - 剰余金返還規定の見直し
税制適格年金においては責任準備金を上回る積立は事業主への返還が義務付けられており、運用環境の好調な時に年金資金を積み増しすることが出来ない等、年金運営上で制約となっていることから、事業主に対する剰余金返還規定は撤廃すべきである。
 - 遺族年金・遺族一時金に対する相続税課税を非課税とすること
税制適格年金における遺族年金・遺族一時金に対して所得税は課税されないが、相続税が課税される。厚生年金基金同様、相続税等は非課税とすべきである。
- (6) キャッシュバランス型プランの導入
企業年金制度の制度設計に柔軟性を持たせる観点から、米国のキャッシュバランス型プランのような確定給付型年金と確定拠出型年金の中間的な制度も、労使合意を前提に税制適格な確定給付型年金として認められるべきである。

4. 会社分割制度に対する所要の税制措置

- 1) 本格的な大競争時代の下で、あらゆる経営資源を最大限に有効活用するため、分社化、持株会社制度の導入など事業組織の大規模な再編が世界的に

進んでいるが、その一環として、法制審議会において、被分割会社の権利義務の一部を分割会社が包括的に承継する会社分割制度の導入が検討されており、次期通常国会における成立が見込まれているところである。

- 2) 一方、現在の税制では、会社分割により、株主に対する株式譲渡益課税等が行われ、被分割会社の引当金・準備金等の分割会社への引継ぎが困難なほか、登録免許税や不動産取得税等の相当な負担を要する。
- 3) 従って、経営者の事業組織の選択に対する税制の中立性を確保し、事業組織の戦略的再構築を円滑化するため、株式譲渡益課税の繰り延べ、剰余金・引当金の引継ぎ、登録免許税・不動産取得税に係る必要な税制措置を整備するべきである。

5. 連結納税制度の2001年度導入

- 1) 事業組織の再編が世界的に進む中、企業の業績や配当をグループ単位、連結ベースで判断・決定する傾向が強まっている。証券取引法上の企業会計制度においても、国際会計基準(IAS)に倣って、2000年3月期決算から連結決算主体の開示が義務づけられることが予定されている。
- 2) 一方、現在の税制においては、例えば、当初は赤字を抱えざるを得ない事業部門を分社化した場合においては、当該事業部門を親会社内に抱えた場合よりも親会社の所得が増大し、グループ全体の税負担が増大することとなり、分社化を敬遠している実態が存在する。
- 3) これらの実態を踏まえ、企業の組織形態変更に対する税制の中立性を確保するとともに、戦略的な事業組織の再構築を円滑化し、大競争時代への対応を支援することが必要である。
- 4) かかる観点から、殆どの欧米先進国においても導入されており、与党税制調査会においても2001年を目途に導入を目指すこととされている、課税単位を一定の企業グループとする本格的な連結納税制度の導入に向け早急に検討を進める必要がある。

以上